

財政構造改革の推進等に関する特別委員会議録 第二号

平成九年十月十七日(金曜日)

午後三時五十八分開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 甘利 明君

理事 白川 勝彦君

理事 野田 聖子君

理事 中井 治君

理事 児玉 健次君

理事 浅野 勝人君

理事 小野 晋也君

理事 大島 理森君

理事 木村 隆秀君

理事 佐藤 勉君

理事 実川 幸夫君

理事 竹本 直一君

理事 中野 正志君

理事 穂積 良行君

理事 持永 和見君

理事 一川 保夫君

理事 岡田 克也君

理事 田端 正広君

理事 中野 清君

理事 原口 一博君

理事 石毛 鍬子君

理事 五島 正規君

理事 矢島 恒夫君

理事 濱田 健一君

理事 上田 清司君

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

農林水産大臣 島村 宜伸君

出席政府委員

大蔵省主計局長 涌井 洋治君

水産庁長官 畠田 道夫君

委員外の出席者

財政構造改革の推進等に関する特別委員会議長 大西 勉君

委員の異動

十月二日

辞任

植竹 繁雄君

小川 元君

森 英介君

同月十四日

辞任

日野 市朗君

同月十七日

辞任

津島 雄二君

渡辺 喜美君

仙谷 由人君

秋葉 忠利君

同日

辞任

大石 秀政君

大島 理森君

中川 智子君

津島 雄二君

秋葉 忠利君

補欠選任

渡辺 喜美君

津島 雄二君

大石 秀政君

大島 理森君

中川 智子君

津島 雄二君

秋葉 忠利君

同日

財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出第一号)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

(内閣提出、承認第一号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法案及び漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件の両案件を一括して議題といたします。

これより両案件について順次趣旨の説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

(本号末尾に掲載)

○三塚國務大臣 ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

人口構造の高齢化等、国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容する中で、我が国の財政は危機的状況にございます。このため、財政構造改革を推進し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力のある経済の実現等の課題に十分対応できる財政構造を実現する必要があります。

本法律案は、以上の観点から、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、平成十年度から十二年度までの集中改革期間における主要な経費に係る量的削減目標及び政府が講ずべき制度改革等を定め、また、

地方財政の健全化に関する事項を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、総則においては、財政構造改革の趣旨を述べるとともに、国は財政構造改革を推進する責務を有することとしております。また、財政構造改革の当面の目標を、平成十五年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を三%以下とすること、国の一般会計について特別公債から脱却すること等としております。さらに、財政運営に当たり、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とするともに、平成十年度当初予算の一般歳出の額は平成九年度の当初予算の額を下回るようにすることとしております。

第二に、社会保障、公共投資、文教その他の九つの歳出分野ごとに、改革の基本方針、量的削減目標を定め、歳出の改革と削減の枠組みを明らかにいたしております。

このうち、社会保障の分野におきましては、改革の基本方針等とあわせて、医療保険制度、年金制度及び雇用保険制度の改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じますとともに、年金事業等の事務費に係る国等の負担を抑制すること等を定めております。

また、公共投資につきましては、公共事業に係る長期計画について、その期間を延長することにより投資規模の質的な削減を図ること等を定めております。

文教につきましても、義務教育教職員の定数改善に伴う給与等に係る国庫負担等を抑制することとし、そのために義務教育教職員等の定数改善計画の延長措置を定めております。

その他、人件費の抑制、補助金等の見直しを規

定いたしております。

第三に、地方財政の健全化につきましては、地方公共団体は、国に準じ財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立的な健全化を図る責務を有すること、政府は、地方財政計画における地方一般歳出が抑制されるものとなるよう、必要な措置を講ずること等を規定いたしております。

第四に、附則においては、検討事項を設け、必要に応じ、財政構造改革の進展の度合いを踏まえながら、国及び地方公共団体の財政のあり方について検討を加えることといたしますとともに、所要の規定の整備を行っております。

なお、政府は、六月三日に財政構造改革の推進について閣議決定しており、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の見直し、中期防衛力整備計画の見直し等についても、この閣議決定に基づき、着実に実施していくこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○中川委員長 次に、島村農林水産大臣。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（本号末尾に掲載）

○島村国務大臣 漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件につきましては、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

漁港につきましては、漁業生産の基盤であり、かつ、水産物流通の拠点であるという重要性にかんがみ、漁港法に基づき、漁港整備計画を定め、国会の承認を受けて、計画的に漁港施設の整備を図っているところであります。

現行の漁港整備計画は、平成六年第百二十九回国会において承認を受けたものでありますが、我が国財政の危機的状況のもと、財政構造改革を着

実かつ強力に推進するため平成九年六月三日閣議決定された財政構造改革の推進についてを踏まえ、その一部を変更し、国会の承認を求めることとした次第であります。

次に、本件の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画の変更の内容といたしましては、平成六年度以降六年間としておりました現行の漁港整備計画の計画期間を平成六年度以降八年間と二年延長することとしております。

なお、以上申し上げました漁港整備計画につきましては、漁港法に基づき、漁港審議会の意見を徴し、適当であるとの趣旨の答申を得ております。

以上が、本件の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御承認くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 以上で両案件の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日月曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散會

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

財政構造改革の推進に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的削減目標及び政府が講ずべき制度改
- 第一節 社会保障（第七条—第十二条）
- 第二節 公共投資（第十三条—第十五条）
- 第三節 文教（第十六条—第十八条）
- 第四節 防衛（第十九条—第二十条）
- 第五節 政府開発援助（第二十一条—第二十

（二条）

- 第六節 農林水産（第二十三条—第二十四条）
- 第七節 科学技術（第二十五条—第二十七条）
- 第八節 エネルギー対策（第二十八条—第二十九）
- 第九節 中小企業対策（第三十条—第三十一

- 第十節 人件費（第三十二条）
- 第十一節 その他の事項に係る経費（第三十三）
- 第十二節 補助金等の見直し（第三十四条—第三十八）

- 第三章 地方財政の健全化（第三十九条—第四十一条）

- 附則
- 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政構造改革の推進に関する国の責務、財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成十年度から平成十二年度までの期間をいう。以下同じ。）における国の一般会計の主要な経費に係る量的削減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めることとを目的とする。

（財政構造改革の趣旨）
第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を

現するために行われるものとする。

（財政構造改革の推進に関する国の責務）
第三条 国は、前条の趣旨にのっとり、財政構造改革を推進する責務を有する。

（財政構造改革の当面の目標）
第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

一 平成十五年度までに、一般会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系（以下「国民経済計算の体系」という。）における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額を合算した額であつて、零未満のものをいう。以下同じ。）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。

二 平成十年度から平成十四年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であつて、一般会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。）を発行する場合においては、その発行額の削減を図りつつ、一般会計の歳出（同法第二十九条で定める補正予算（以下単に「補正予算」という。）が作成された場合における一般会計の歳出を含む）は、平成十五年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもつてその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度（一般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）の額における公債金収入の額（同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。）の占める割合をいう。以下同じ。）を

平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げることを。

(財政赤字の対国内総生産比の公表)

第五条 平成十年度から平成十五年度までの間に
おける各年度の予算及び当該各年度の地方団体
(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一
号)第二条第二号に規定する地方団体をいう。
第四十一条において同じ。)の歳入歳出総額の見
込額に関する地方財政計画(同法第七条に規定
する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する
書類をいう。第四十一条において同じ。)の国会
への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣
は、当該各年度における財政赤字の対国内総生
産比の見込みの数値を計算して、公表するもの
とする。

2 大蔵大臣及び自治大臣は、前項に規定する各
年度における国民経済計算の体系における中央
政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差
額が公表された場合においては、遅滞なく、当
該各年度における財政赤字の対国内総生産比を
計算して、公表するものとする。

(国の財政運営の当面的方針)

第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の
当面的目標の達成に資するよう、財政運営に当
たり、一般歳出の額(一般会計の歳出の額から
国債費(国債整理基金特別会計法(明治三十九年
法律第六号)第二条第一項の規定その他政令で
定める規定による一般会計から国債整理基金特
別会計への繰入金を含む。)の額、交付税及び譲
与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百
三十三号)第四条の規定による一般会計から交付税
及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他
政令で定める経費の額を合算した額を控除した
額をいう。以下同じ。)を抑制するとともに、
次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むす
べての歳出分野を対象とした改革を推進するこ
とを当面的方針とする。

一 行政の各分野において国及び地方公共団体
と民間が分担すべき役割を見直すこと。

二 行政の各分野において国と地方公共団体が
分担すべき役割を見直すこと。

三 国及び地方公共団体の施策により国民の受
ける利益の水準とそれに要する費用を支持す
るための国民の負担の水準との間の均衡を圖
ること。

四 活力ある経済社会を創出すること。

五 財政資金を効率的に配分すること。

六 国民負担率(一會計年度において国の収入
となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共
団体の収入となる租税の額を合算した額、当
該會計年度における国民経済計算の体系にお
ける社会保障負担の額及び一般政府の無基金
雇用者福祉負担の額を合算した額並びに
当該會計年度における国及び地方公共団体の
財政赤字額を等から差し引いた額を合算した
額を国民経済計算の体系における国民所得の
額で除して得られる数値をいう。)を百分の五
十を上回らないように抑制すること。

2 政府は、平成十年度の当初予算(補正予算及
び財政法第三十条で定める暫定予算以外の予算
をいう。以下同じ。)を作成するに当たり、一般
歳出の額が平成九年度の当初予算における一般
歳出の額を下回るようにするものとする。

第二章 各歳出分野における改革の基本方
針、集中改革期間における主要な
経費の量的削減目標及び政府が講
ずべき制度改革等

第一節 社会保障
(社会保障関係費に係る改革の基本方針)
第七条 政府は、社会保障制度の構造改革を進
め、将来にわたり安定的に運営することが可能
な社会保障制度の構築を図るため、社会保障制
度の在り方について検討し、その結果に基づい
て必要な措置を講ずることにより、人口構造の
高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をでき
る限り抑制するものとする。

2 前項に規定する社会保障関係費とは、生活保
護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失
業対策に関し一般会計予算に計上される経費を
いう。

(社会保障関係費の量的削減目標)
第八条 政府は、集中改革期間における各年度の
当初予算を作成するに当たり、次条から第十二
条までに定める措置を講ずること等により、社
会保障関係費の額を次のとおり抑制するものと
する。

一 平成十年度の当初予算における社会保障関
係費の額は、平成九年度の当初予算における
社会保障関係費の額に三千億円を加算した額
を下回ること。

二 平成十一年度及び平成十二年度の当初予算
における社会保障関係費の額は、当該各年度
の前年度の当初予算における社会保障関係費
の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回
らないこと。

2 前項の場合において、社会保障関係費の範囲
は、集中改革期間の各年度の当初予算で定め
る。ただし、平成九年度の当初予算における社
会保障関係費の範囲は、平成十年度の当初予算
で定める。

(医療保険制度改革に関する検討)

第九条 政府は、医療保険制度の安定的運営を図
るため、平成十二年度までのできるだけ早い時
期に、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二
号)その他の法律に基づく医療保険制度等につ
いて抜本的な改革を行うための検討を行い、そ
の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす
る。

2 政府は、高齢者の置かれた経済状況を踏ま
え、平成十二年度までに、一定額以上の収入等
を有する高齢者に対する老人保健法(昭和五十
七年法律第八十号)の規定に基づく医療給付等
の在り方について検討を加え、その結果に基づ
いて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革に関する検討)

第十条 政府は、厚生年金保険法(昭和二十九年

法律第十五号)、国民年金法(昭和三十四年法
律第四十一号)及び共済各法(国民年金法第五
条第一項第二号から第五号までに掲げる法律を
いう。)(以下「厚生年金保険法等」という。)に基
づく年金たる給付に係る保険料等についての将
来の世代における負担の抑制を図るため、集中
改革期間において最初に行われる財政再計算
(厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する
再計算等厚生年金保険法等の規定に基づく保険
料率等の再計算をいう。第三項において同じ。)
に当たり、次に掲げる事項について検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも
のとする。

一 主として高齢者が長期にわたり療養を行う
医療施設その他の施設に入所している者に対
する年金たる給付の在り方
二 年金の額の改定の方法
三 事業所に使用される六十五歳以上の者に対
する年金たる給付の在り方
四 年金たる給付を受ける権利を有する者(次
項において「受給権者」という。)となる年齢
五 年金たる給付の水準
六 その他将来の世代の負担の抑制を図るため
の措置(次項に規定する措置を除く。)

2 政府は、平成十二年度までに、給付と負担の
適切な関係を維持することが年金制度の円滑な
運営に必要なことに配慮しつつ、高齢者の
置かれた経済状況を踏まえ、一定額以上の収入
等を有する受給権者に対する厚生年金保険法等
による年金たる給付の額の在り方について検討
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず
るものとする。

3 政府は、集中改革期間中において最初に行わ
れる財政再計算に当たり、世代間及び世代内の
負担の公平の観点から、次に掲げる事項につ
いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保
険料率等に関し、厚生年金保険法第八十一条

第六項及び国民年金法第八十七条第五項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方

二 厚生年金保険法等に基づく年金たる給付に係る保険料及び掛金の賦課の対象となる報酬の範囲

(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十一條 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七條の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八條第一項に掲げる量的縮減目標及び第四條に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成十年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十一号)に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用(以下この条において「年金事業等の事務費」という。)の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

(雇用保険制度の見直し)

第十二條 政府は、平成十年度当初予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第三十七條の二に規定する高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、同法に基づく失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二節 公共投資

(公共事業予算に係る改革の基本方針)

第十三條 政府は、公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、行政の各分野における国と地方公共団体との適切

な役割分担等の観点を踏まえ、重点化及び効率化を図るものとする。

(公共投資関係費の量的縮減目標)

第十四條 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が平成九年度の当初予算における公共投資関係費の額に百分の九十三を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにするものとする。

3 前二項に規定する公共投資関係費とは、国、地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業(国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。)及び官公庁施設の建設等の事業、財政法第四條第一項ただし書に規定する公共事業費に該当するものに限る。に關し一般會計予算に計上される経費をいう。

4 第八條第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における公共投資関係費の範囲について準用する。

(公共事業に関する計画における事業の量の質的縮減)

第十五條 政府は、公共事業に関する計画(公共事業に關し事業の実施の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であつて、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。以下同じ。)のうちこの法律の施行の際現に存する平成八年度以前の年度を始期とするもの、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第四條第一項に定める住宅建設五箇年計画及び計画の終期を平成九年度とするものを除く。について、前條の趣旨及び第四條に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、当該各計画を、当該各計画に定める事業の量を変更することなく当該

各計画における期間に比して長期の期間の計画に改定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量(当該各計画に定める事業の量を当該各計画の期間の年数で除して得た量)をいう。次項において同じ。)を縮減するものとする。

2 政府は、公共事業に関する計画であつて平成九年度を始期とするもの(以下この項において「当該各計画」という。)について、前條の趣旨及び第四條に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、長期の視点に立つて、当該各計画の期間については当該各計画と同一の公共事業の分野における平成八年度を終期とする各計画における期間に比して長期の期間とするもの(以下この項において「当該各計画の事業の量」という。)は前項の趣旨を参酌して策定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量を抑制するものとする。

第三節 文教

(文教予算に係る改革の基本方針)

第十六條 政府は、文教予算(学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般會計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制するものとする。

(一般會計からの国立学校特別会計への繰入れ及び私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標)

第十七條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、国立学校特別会計法(昭和三十三年法律第五十五号)第三條第二項の規定による一般會計からの繰入金額が当該各年度の前年度の当初予算における同項の規定による一般會計からの繰入金の額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第四條及び第九條の規定による私立学校の経常的経費に充てられるための国の補助金並びに同法第十條の規定による私立学校に対する国の補助金(私立学校の経常的経費に充てられるための国の補助金に限る。)の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけるこれらの規定による補助金の総額を上回らないようにするものとする。

(公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十八條 第十六條の趣旨を踏まえるとともに第四條に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、附則第二十四條の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第十四号)附則第二項から第五項までに規定する学級編制及び教職員定数の標準に關し、これらの規定による経過措置の終了に伴い国及び地方公共団体が講ずるものとされる財政上の措置については、平成十二年度までの間に講ずるものとし、これにより、公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

第四節 防衛

(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九條 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 前項に規定する防衛関係費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に

伴う事務並びに安全保障会議の事務に関するものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(防衛関係費の量的縮減目標)

第二十条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、防衛関係費（日本安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に関連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、同協議委員会において承認された沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の運用の方法の調整方策に係る計画及び措置を実施するため必要となる経費（第三項において「特別行動委員会関係経費」という。）を除く。以下この条において同じ。）の額が当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定する日米安全保障協議委員会とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすものうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。

3 第八条第二項の規定は、第一項の場合における防衛関係費及び特別行動委員会関係経費の範囲について準用する。

第五節 政府開発援助

(政府開発援助に係る改革の基本方針)

第二十一条 政府は、政府開発援助について、その量的拡充が国際的に顕著なものとなっている一方で、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえ、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

2 前項に規定する政府開発援助とは、次に掲げ

るものをいう。

一 開発途上にある海外の地域等（以下この号において「開発途上地域等」という。）における経済及び社会の開発又は人道支援に寄与し、もつて国際協力の促進に資することを目的として、政府が直接又は間接に開発途上地域等に對して行う協力のうち次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

イ 技術協力

ロ 無償の資金供与による協力（資金の供与

ハ 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域等にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付けられているものに限る。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、この号の目的を達成するため必要な協力

二 前号の目的を達成するための活動に携わる国際機関等に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け（同号ハの条件が付けられているものに限り）であつて、同号の目的達成に係るもの

三 前二号に掲げるものに係る調査、研究、企画、立案、実施等に直接又は間接に関連する事務

(政府開発援助費の量的縮減目標)

第二十二条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が平成九年度の当初予算における政府開発援助費の額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るようにするものとする。

3 前二項に規定する政府開発援助費とは、前条第二項に掲げるものに関し一般会計予算に計上される経費をいう。

4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における政府開発援助費の範囲について準用する。

第六節 農林水産

(農林水産関係予算に係る改革の基本方針)

第二十三条 政府は、農林水産業の担い手に對して農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることに、農林水産関係予算（農林水産業の改良発達及び農林漁家の福祉の増進並びに国民食糧の安定的供給を図るための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。）について、重点化及び効率化を図るものとする。

(主要食糧関係費の量的縮減目標)

第二十四条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、主要食糧関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定する主要食糧関係費とは、主要食糧の計画的な流通を確保するための措置、政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置並びに主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

3 第八条第二項の規定は、第一項の場合における主要食糧関係費の範囲について準用する。

(科学技術振興費に係る改革の基本方針等)

第二十五条 政府は、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九條第一項に規定する科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に関する経費等を極力抑制するとともに、同計画について、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

2 政府は、科学技術振興費について、当該経費に係る研究開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により重点化

及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。

3 前項に規定する科学技術振興費とは、国の試験研究機関、大学、民間等において行われる研究開発に関し、主として科学技術の振興を図るために必要なものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(科学技術振興費の量的縮減目標)

第二十六条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が平成九年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね百分の百五を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額の当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に對する増加額をできる限り抑制するものとする。

3 第八条第二項の規定は、前二項の場合における科学技術振興費の範囲について準用する。

(研究開発機関等の統合又は廃止に関する計画の作成)

第二十七条 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（以下「特殊法人」という。）等であつて研究開発を目的とするもの及び特殊法人等に属する研究所等の統合又は廃止に関する計画を作成するものとする。

第八節 エネルギー対策

(エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第二十八条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入金額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策の一

層の効率化を行うものとする。

(エネルギー対策費の量的縮減目標)

第二十九条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、エネルギー対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等のため、原子力及びエネルギー技術の研究開発の促進並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

3 第八条第二項の規定は、第一項の場合におけるエネルギー対策費の範囲について準用する。

第九節 中小企業対策

(中小企業対策費に係る改革の基本方針)

第三十条 政府は、中小企業対策費について、中小企業等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直すものとする。

2 前項に規定する中小企業対策費とは、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る施策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(中小企業対策費の量的縮減目標)

第三十一条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、中小企業対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないようにするものとする。

2 第八条第二項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用する。

第十節 人件費

(人件費の抑制)

第三十二条 政府は、集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費(国家公務員以外の者に係る人件費に対する国の補助及び負担に要する費用を含む。)の総額を

極力抑制するものとする。

第十一節 その他の事項に係る経費

(その他の事項に係る経費の抑制)

第三十三条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十九条、第三十条及び前条に規定する経費以外の経費(以下この条において「その他の事項に係る経費」という。)の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

第十二節 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第三十四条 国は、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金、負担金、交付金(国以外の者が実施する特定の事業等に要する費用の財源の配付を目的として国が交付する給付金をいう。)、補給金(国以外の者が事業等を実施するための経費について不足を生ずる場合にその不足を補うために国が交付する給付金をいう。)、委託費(国の事業等を国以外の者に委託する場合に国が交付する給付金をいう。)、その他相当の反対給付を受けないで国が交付する給付金であつて政令で定めるもの(以下「補助金等」という。))に関する見直しを行うものとする。

(地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等)

第三十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等(次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。))については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二 災害救助又は災害復旧に係るもの

三 法律に基づく財産の使用又は処分等の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

四 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととして定めるものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、その他補助金等(一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。以下この条において同じ。))の額の各省各庁(財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。))の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算におけるその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合におけるその他補助金等の範囲について準用する。

(特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等)

第三十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「特殊法人等」という。))に対して交付されるものについては、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

(地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等の削減等)

第三十七条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等

以外の者に対して交付されるもののうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二 法律に基づく財産の使用又は処分等の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

三 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととして定めるものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、前項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算における同項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の補助金等の範囲について準用する。

(補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置)

第三十八条 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。))は、補助金等の交付の決定に関し次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限を定めること。

二 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等の交付の決定の概要等を公表することとし、公表に係る具体的方法等について定める

とともに、補助金等における予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努めること。

第三章 地方財政の健全化

(財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務)

第三十九条 地方公共団体は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国の財政構造改革の推進に関する施策に呼応し、及び並行して、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(地方公共団体に対する行財政上の措置)

第四十条 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(地方一般歳出の額の抑制等のための措置)

第四十一条 政府は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額(地方財政計画に記載された地方団体の歳出総額の見込額から当該見込額のうち地方債の利子及び元金償還金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。次項において同じ。)が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成九年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずるものとする。

第三十二条 財政法の一部を次のように改正する。

(財政法の一部改正)

第三十三条 財政法の一部を次のように改正する。

七 その他政令で定める事項

(国民年金法の一部改正)

第四十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第九条の三の二の次に次の一条を加える。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

第九条の三の三 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。）」とあるのは、「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。）」とする。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第五十条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第四条第一項及び第六十条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは、「国民年金事業の業務取扱に要する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「国民年金事業の福祉施設に要する経費又は」とあるのは、「国民年金事業の業務取扱に要する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費又は」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六十条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条ノ六の次に次の一条を加える。

第十八条ノ六ノ二 平成十年度ヨリ平成十五年

度迄ノ各年度ニ於ケル第五及第六条ノ規定

ノ適用ニ付テハ第五及第六条ノ規定

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

費若ハ営繕費トアルハ「同事業ノ業務取扱

あるのは「場合を含む。及び附則第二十

三第一項と、第百二十五条第一項中「組

合の負担金並びに国の負担金」とあるのは「並

びに組合の負担金」と、前条中「基礎年金拠

出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「

基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と

、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と

、「を含み」とあるのは「及び長期給付(基礎

年金拠出金」とあるのは「長期給付(基礎年

金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含

み」とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八十条 地方公務員等共済組合法の一部を次のよ

うに改正する。

附則第四十条の三の次に次の一条を加える。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)

第四十条の四 平成十年度から平成十五年度ま

での各年度における第百三十三条第二項第五号

に掲げる費用については、地方公共団体は、

国家公務員共済組合法附則第二十條の三第一

項の規定により国が予算の範囲内で負担すべ

き費用を負担する場合における当該費用の算

定の方法の例により自治大臣の定めるところ

により、これを負担し、同号の規定は、適用

しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用

については、第百三十三条第一項中「老人保健

法第五十三條第一項」とあるのは「組合の事務

に要する費用(福祉事業に係る事務に要する

費用及び附則第四十条の四第一項の規定によ

る地方公共団体の負担に係る費用を除く。以

下この項において同じ。）」並びに老人保健法第

五十三條第一項」と、老人保健拠出金及び

とあるのは「短期給付に係る組合の事務に要

する費用並びに老人保健拠出金及び」と、「納

付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要

する費用を含む」と

する費用を含む」と

する費用を含む」と

する費用を含む」と

する費用を含む」と

する費用(当該納付に係る組合の事務に要する費用を含む。)を含み」と、「基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(第三項第一号)とあるのは「長期給付に係る組合の事務に要する費用及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(当該負担に係る組合の事務に要する費用を含み、第三項第二号)と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号第五号を除く。」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、第六十六條第一項中「含む」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項と、第六十四條第一項中「含む」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項と、第六十四條第一項中の「負担金」とあるのは「及び組合の負担金」とあるのは「地方公共団体(市町村)立学校職員給与負担法第一号又は第二号の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。」とあるのは「組合」と、第六十四條第二項の表第六十三條第二項各号、第三項及び第四項の項中「第六十三條第二項各号」とあるのは「第六十三條第二項各号(第五号を除く。）」と、同表第六十四條の二第二項及び第六十四條の三十一(見出しを含む)の項中「及び第六十四條の三十一(見出しを含む。）」とあるのは「第六十四條の三十一(見出しを含む。）」及び附則第四十条の四第一項と、第六十四條の三第二項の表第六十三條第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「地方公共団体(市町村)立学校職員給与負担法第一号又は第二号の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。」と、同項の下欄中「及び団体(第六十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」の負担金」とあるのは「団体(第六十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」と、

については、新計画に係る港湾整備事業で既に行ったものとみなす。
(港湾整備特別会計法の一部改正)
第十一条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「港湾整備五箇年計画」を「港湾整備七箇年計画」に改める。
第十二条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「五箇年計画」を「七箇年計画」に、「平成八年六月三十日」を「財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第 号)の施行の日から起算して一月を経過した日」に改める。
第四条の見出しを「(総合交通安全施設等整備事業七箇年計画)に改め、同条中「五箇年計画」を「七箇年計画」に、「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」に、「平成八年七月三十一日」を「財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日から起算して二月を経過した日」に改める。
第六条第一項中「五箇年計画」を「七箇年計画」に改める。
第七条の見出しを「(特定交通安全施設等整備事業七箇年計画)に改め、同条第一項中「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」に、「五箇年計画」を「七箇年計画」に、「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に、「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同条第二項中「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同条第三項中「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同項各号中「五箇年計画」を「七箇年計画」に改め、同項第四項中「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同項第五項中「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改める。

交通安全施設等整備事業七箇年計画に、「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同条第五項中「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改める。
第八条第一項及び第三項中「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同条第九條第二項中「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改める。
(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 前条の規定による改正後の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(以下この条において「新交通安全施設整備法」という。第四條の総合交通安全施設等整備事業七箇年計画(以下この条において「新総合計画」という。))が作成されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(以下この条において「旧交通安全施設整備法」という。第四條の総合交通安全施設等整備事業七箇年計画(以下この条において「旧総合計画」という。))を新総合計画とみなして、新交通安全施設整備法第九條第二項及び第十一條の規定を適用する。この場合において、旧総合計画に定められている五箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項は、新総合計画において七箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。

第九條 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(港湾整備緊急措置法の一部改正)
第九條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第三條の見出しを「(港湾整備七箇年計画)に改め、同条第一項中「五箇年計画」を「七箇年計画」に、「港湾整備五箇年計画」を「港湾整備七箇年計画」に改め、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「港湾整備五箇年計画」を「港湾整備七箇年計画」に改める。
第四條(見出しを含む)中「港湾整備五箇年計画」を「港湾整備七箇年計画」に改める。
第十條 前条の規定による改正後の港湾整備緊急措置法(以下この項において「新港湾整備法」という。第三條第一項の港湾整備七箇年計画(以下この条において「新計画」という。))が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の港湾整備緊急措置法第三條第一項の港湾整備五箇年計画(以下この条において「旧計画」という。))を新計画とみなして、新港湾整備法第四條の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている五箇年間に進行すべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において七箇年間に進行すべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る港湾整備事業で既に行ったもの

2 旧計画に係る港湾整備事業で既に行ったもの

2 旧計画に係る港湾整備事業で既に行ったもの

第二類第八号 財政構造改革の推進等に関する

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

改める。

る特別措置法（平成九年法律第 号）の施

行の日をその計画期間を含む全国森林計画をたてた年から七年後に」とする。

17 附則第十五項に規定する森林整備事業計画に引き続き次の森林整備事業計画についての第四項第四項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日をその計画期間を含む森林整備事業計画をたてた年から七年後に」とする。

18 附則第十六項の規定による新全国森林計画の作成に伴う地域森林計画、国有林の森林計画及び市町村森林整備計画の計画期間の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第二十一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画」に改め、同条第一項中「五箇年間」を「七箇年間」に、「治山事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画」に、「治水事業五箇年計画」を「治水事業七箇年計画」に改め、同

条第二項中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項各号中「五箇年間」を「七箇年間」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改める。

第四条(見出しを含む)中「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画」に改める。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第二十一条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画」に改め、同項第一号中「以下次号」を「次号」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第二十三条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業五箇年計画」を「治水事業七箇年計画」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までの規定中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

理由

理由

国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現すること等の緊要な課題に十分対応できる財政構造を実現するため、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費に係る量的削減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

内閣は、平成六年第百二十九回国会において承認を受けた漁港整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

(別紙)

漁港整備計画の一部変更

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、平成六年第百二十九回国会において承認を受けた漁港整備計画の二の1中「平成六年度以降六年度」を「平成六年度以降八年度」に変更する。

理由

平成六年第百二十九回国会において承認を受けた漁港整備計画は、我が国財政の危機的状況の下、財政構造改革を着実かつ強力に推進するため策定された「財政構造改革の推進について」(平成九年六月三日閣議決定)において、その計画期間を二年延長することとされたことを踏まえ、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その一部を変更したので、同項の規定により国会の承認を求めなければならないからである。

平成九年十月二十一日印刷

平成九年十月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局